

ALPS 処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束の履行を求める意見書

政府は、本年 1 月 13 日に開催した ALPS 処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、海洋放出設備工事の完了、工事後の規制委員会の使用前検査や IAEA の包括的報告書等を経て、海洋放出の時期は、本年春から夏頃と見込むとしている。

政府及び東京電力は、2015 年、福島県漁業協同組合連合会に対し、文書で「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」と約束したが、現状においては、いまだ関係者の理解が十分に得られたとは言えない状況である。

本市は、海及び水産物が重要な観光資源となっており、今般、海水浴シーズンを迎えるにあたり、海開きに向けて準備を進めるなかで、海を資源とした観光産業や水産業に関わる事業者、市民などからも懸念の声が上がっている。

5 月下旬に実施された、政府及び東京電力といわき市漁業協同組合及び小名浜機船底曳網漁業協同組合との意見交換会では、「後継者不足に拍車がかかるのではないか」「関係者の理解なしに放出しない、との約束をどう守るのか」などと不満の声が出されている。

東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興は、国及び東京電力の責任でなすべきものである。そのためには、漁業者をはじめとした関係者及び本市市民を含めた地元住民と丁寧な対話を行い、国民的な理解を得るため、政府及び東京電力が説明責任を果たしていくことが求められている。

よって、政府においては、ALPS 処理水について「関係者の理解なしにいかなる処分も行わない」との約束を履行することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5 年 6 月 15 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
経済産業大臣 西 村 康 稔 様

いわき市議会議長 大 峯 英 之